

申告しないと 15万円損をする？

勘違いしたくなる その表現とは



確定申告期間中となりました。

例年、この時期は確定申告にまつわる情報発信をしています。

前年は、株式の損失の繰り越しの取り扱いでした。

今年は、65歳ちょうどと前の人向けの情報です。

ある相談者Aさんから「65歳になると、確定申告をしないと国民健康保険税が15万円高くなるんだそうですが、本当ですか？」と相談を持ち掛けられました。

ロダン君は「えっ、そうなんですか」と驚きました。

Aさんは、「だって新潟市のホームページに載っているよ。」と説明されました。

（その1）わたしたちの国保 小冊子 11ページ

新潟市のホームページ → くらし → 国民健康保険料 の一番下に

「わたしたちの国保」(案内冊子)をクリックください。

その14ページは、「保険料の軽減・減免」「低所得者に対する軽減」と表題があり、そこに、こんな記述があります。

「軽減基準所得は基礎控除額(33万円)を控除する前の所得となります。

ただし公的年金等受給者のうち前年の12月31日現在で65歳以上の場合は、年金所得から15万円を控除した金額で判断します。

なお、所得の申告をしていないと軽減されません。

軽減には、7割軽減、5割軽減、3割軽減がありますが、

この区分判定に、申告要件があることを、15万円損をすると理解されたのですね。

このAさんが、税務署に確定申告が必要かと相談をすれば、「年金収入が400万円未満の人は、確定申告は不要です。」と回答があるはずです。

そうなれば、Aさんは住民税申告をしないといけないことになります。

そんな広報を、聞いたことがありますか？

（その2）ロダン君 市役所の保険料担当に照会 その結果は？

市役所担当者に、広報冊子の内容を照会しました。

「**所得の申告**」とは、何を指すのですかと？

担当者の回答では、年金データを市役所はいただいています。

市民税課から課税状況データによって対応しています。

よって、ご心配のこと（申告を要件）は、実務上ありません。

冊子の表現は、今後改めるよう検討します。

実は、この申告要件は、新潟市のホームページ及び、スマートフォン版にも記載が
されております。

Aさんの思い込み（勘違い）の部分はありますが、第二のAさんが出ないよう、早急な
対応を望みます。

（その3）もう一つの減免 これは手続きが必要です。

「**わたしたちの国保**」（案内冊子）15ページをご覧ください。

「**旧被扶養者の保険料の減免**」との記述があります。

例えば

職場の保険に入っていた夫が、75歳になると、後期高齢者として保険加入となり、
妻（65歳以上）は、新たに国民健康保険の加入手続きが必要ですが、
その際に、減免手続きをしないと、減免対象者であっても減免がされないとのこと。

こちらは、記載どおりの取り扱いだそうですから、お身内で減免手続きをされたか確認
ください。なお、減免申請は、一度すれば以後はしなくてよいそうです。

一度、「わたしたちの国保」を、じっくり読みたいと、ロダン君は考えました。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

（ 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 ）
（ 八百板誠行政書士事務所 ）

事 務 所 ： 新潟市中央区下大川前通 7 ノ 町 2 2 3 0 番地 （ 8 階建の 1 階奥です ）

0 2 5 （ 2 2 8 ） 4 6 9 7

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。